

二月一日現在で五年毎に行われる「農業センサス」が実施されます。センサスとは、一般に「統計調査」という意味に使われている統計用語です。農業センサスは、農業の国勢調査ともいわれるもので、全国のすべての農家を対象に行われるものです。日本の農業は、稲作をはじめ、果樹や野菜も畜産もそれぞれいろいろな悩みや問題をかかえています。こうした問題に対処するための対策をたてるのに、第一に必要なことは、農業の現状をはつきり知り、どの地域でどのような農業が行なわれているか、またどう変わっているのかを明らかにすることです。一九七五年農業センサスは、まさにこのような農業の姿をできるだけ正確にとらえるために、行なうものです。

1975年農業センサス  
**皆様の協力をお願いします**  
 調査に協力を (2月1日現在)

**豊かな農業と押すセンサス**

農業の経営規模、作付けの状況、収入の程度など農業に関するあらゆる項目について調査が実施され、国や県、市町村でいろいろな計画を立てたり、農業構造改善などを行なうためになくてはならない大切な資料となります。

二月一日前後には調査員がお伺いして、おたたくの農業のことをお聞きします。のでよろしくお願います。農業経営の細かい点についておたずねします。が、お聞きした点は個人の秘密として法律で厳重に守られます。絶対税金などのために使われることはありませんので、安心してご協力ください。農業センサスは企画課で担当しています。お問い合わせはお気軽に……

**お父さん村を見直すセンサスよ**

模、作付けの状況、収入の程度など農業に関するあらゆる項目について調査が実施され、国や県、市町村でいろいろな計画を立てたり、農業構造改善などを行なうためになくてはならない大切な資料となります。



**耕運機の軽油は 免除申請で安く**

春季農耕用に軽油を使用する耕運機については、申請により軽油引取税が免除になります。つぎの日時に手続きをしてください。

日時	場所
2月8日 午前 中之島 上通 午後 中通 中野	公民館2階大広間 当日持参するもの
2月9日 午前 中条 西所 午後 信条 三沼	

**第1回 村民作品展開催**  
 2/21~2/25  
 会場 中之島村公民館  
 種目 書道、日本画、洋画、写真(白黒・カラー)  
 題材・大きさは自由  
 くわしいことは公民館へ  
 TEL 6-3242

「広報なかのしま」も今回で第20号の発行となりました。みなさんと村政のパイプ役として役立つよう頑張っておりますが、まだまだいたらない点もありますが今年もどうぞよろしくお願いします。また、みなさんからのご意見、ご希望がありましたら原稿を係へてお願いします。また、広報用写真として適当なものがありましたらお送りください

**昭和50年度 優良無事故運転者を表彰**

原付、小特、二輪および軽免許で「審査未済」の備考欄記入の免許を有するもの。そして、普通免許以上の免許を有する無事故無処分会の会員運転者を対象に表彰します。

- (1)表彰年限 免許取得後7年、15年、25年、30年の区分とし、その間継続して運転に従事している会員。
- (2)表彰年限は昭和49年12月31日現在とし、原則として免許取得年月日から起算する。

該当すると思われる方は、昭和50年1月31日まで見附地区交通安全協会窓口へ申し出てください。(会員とは見附地区交安協会をいう)

**停電のお知らせ**  
 1月31日◎  
 長呂、島田、関根  
 AM9:30~PM2:30

1月1日現在

( )内は12月1日との比較
人口 11,398人 (+6)
男 5,571人 (+2)
女 5,827人 (+4)
世帯数 2,181 (-)

**お詫び**

12月号の10ページ、旅館、飲食店の受取りは必ず「公給領収証」で ◎旅館での宿泊料金が1人様1,800円とあるのは2,400円 ◎飲食店は1人900円とあるのは1,200円 ◎仕出し料理は1人前1,000円とあるのは1,200円の誤りでしたので訂正してお詫びいたします。

今月の納税 ▽村民税(第4期分) ▽保育料(1月分)

村民の皆さん、明けましておめでとございます。皆さんのご協力によりまして村政は極めて順調に進展しております。これまでしばしば申し上げてまいりましたが、私は更に村民の生活安定に最大の目標をおき村の懸案事項である、高速自動車道路や上越新幹線並びに長岡見附バイパスの早期実現の促進に努力いたしてまいりましたが、その中で見附バイパスが立派に完成し、昨年十二月二十五日に供用開始となり、一般車の通行が可能になり、本村を縦貫する国道八号線の交通緩和に大きく前進いたしましたことはご存じのとおりであります。また、内政面としましては継続中の事業にも意欲的に取り組み、とくに小学校統合の結審から校舎の位置が議決されましたことはご承知の通りであります。これが執行にあたりましては、本多少の問題はあるとしても、



**新春を迎えて**

中之島村長 斎藤恭三

年は用地買収、造成など、これまた大きな問題が山積いたしてありますが、もちろん短年度で完成できるものではありません。政府は高度から安定へ経済成長の進路を変え、昨年に引き続き総需要抑制、節約ムードのなか、いろいろ困難な問題も出まじつくり腰を据えてぜひ実現させる覚悟であります。

# 年頭のごあいさつ

中之島村議会議長 山崎孝一



明けましておめでとございます。村民の皆様お揃いで日々好天に恵まれた新春を迎えられそれぞれの目標と希望に向って想いを新たにされていることと思います。さて昨年に引き続ききんばくした経済事情の中で多くの問題をかかえながら昭和五十年代の幕があいたわけであり、国の総需要抑制策は私達農村地域にも浸透し出稼ぎで支えている農家の暮しも本年は不景気で求人激減し働らきたくとも職場がないという現実直面に直面しつづありまことに厳しい年となりそうでありま。

御承知のように町村行政は住民の暮しのなかにも出し出している問題を探りあげ集約しそれらにどう対応して行くかが最大の課題であるわけでありま。現在本村が直面しておる課題

- 1、小学校統合校舎の建設。
- 2、用水整備事業。
- 3、農協統合。
- 4、産業振興。
- 5、市街化区域並びに農村地域の環境整備。等でありま。限られた村財政の中でこれらの事業を遂行して行くにはなかなか大変であり又住民各位のご協力がなければできないのであります。

議会は常に村民全体の声を真正に表現するものでなければならぬと考えており、そのためには議員一同、村民との間に緊密な連絡と信頼関係に立つ対話の中で、村民一人ひとりの暮しを高める施策をみいだし行きたいと念願しており、その責任はいよいよ重大であることを痛感いたしておる次第であります。旧年中のご厚情に對しまして心より御礼申上げますとともに本年もなお一層の御支援と御協力を賜りますよう御願ひ申上げまして年頭のご挨拶といたします。

## 豊かな暮らしの都市や農山漁村を

国土利用計画法がスタート

国土利用計画法は地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の基本となる法律で、十二月二十四日から施行されました。この法律は、健康で文化的な

### 法律を支える 三本の柱と特徴

この法律は国土を総合的に、しかも計画的に利用していくために必要な手段について定めたもので、つぎの三本の柱からなっています。

- 1、国土の計画的な利用を図るため、そのもとになる国土利用計画を定めるとともに、その計画に基づいて土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるため土地利用基本計画を定め、これに従って土地利用が図られること。

### 2 急激な地価の値上がり

防止するとともに、正しく望ましい土地利用を図るため、土地の取引を規制すること。

### 3 遊んでいる土地を公共的に活用するための手続きを定めたこと。

定められた広さ以上の土地の地取引きは届出が必要。定められた広さ以上の土地の売買などの契約(予約のとき、また代金を払って使ったり、借りるときも同じ)をするときは、売人も買う人(貸借する人も同じ)も、土地の売買などの子定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通して県知事に提出するはなりません。土地取引きが行われる場合、届出が必要な面積は、市街化区域では二、〇〇〇平方以上、その他都市計画区域では五、〇〇〇

平方以上、都市計画区域外のところでは一、〇〇〇平方以上の取引きとされています。なお、届出をしないで土地売買などの契約をしたり、偽りの届出をしたたりした場合は六ヶ月以下の徴役または三〇万円以下の罰金に処せられますから注意してください。

土地取引きに許可が必要な場合も

将来の値上がりを期待して土地取引きが盛んに行われるとか、地価の値上がり激しくなるとか、または、その危険性があるような地域については県知事は抜き打ち的に区域及び期間を指定し、すべての土地取引きについて県知事の許可を必要とする地域(規制区域という)を定めることができます。

この規制区域が定められますと、この区域内で土地の売買などの契約をするときは、届出と同じ内容を記載した許可申請書を市町村長を通して、県知事に提出し、許可を受けなければならなくなります。

なお、このほか土地取引きが行われ、使われないで遊んでいる土地について正しく役立つよう土地利用を進めることが定められています。くわしいことは役場企画課におたずねください。

## 12月定例会 村独自の中小企業振興資金を設置

補正額は1億1,653万円

村議会の12月定例会は12月17日から21日までの5日間にわたって開かれました。この議会に提案された議案は、補正予算や関係条例、各会計の歳入歳出決算など村長提出議案9件であり、いずれも原案どおり可決されました。そのあらましについてお知らせします。

**補正予算**  
●昭和49年度中之島村一般会計補正予算について  
補正額は1億1,653万円を追加し、総額で9億6,687万円としました。主な補正内容はつぎのとおりです。

**総務費**  
役場庁舎駐車場敷地購入費として1,256万円。

**商工費**  
村内中小企業不況対策の一環として「中之島村中小企業振興資金」を設置。これに500万円

**土木費**  
降雪期を迎え、本年度は除雪延長57キロメートルを確保するための除雪費350万円。村道補修用砂利購入費126万円。

そのほかに、鉄道建設公団道路受託事業費に1,835万円。

●昭和49年度中之島村国保特別会計補正予算について  
補正額は709万5千円を追加し、総額で2億5,704万9千円としました。

●昭和48年度療養給付費国庫負担金返還金に416万7千円。

- 昭和48年度中之島村各会計歳入歳出決算の認定  
内容については12月号広報なかのしまをご覧ください。
- 固定資産評価審査委員の選任について  
固定資産評価審査委員の任期満了に伴い大字真野代新田間島三吉(67)さんの選任について議会の同意を求めたものです。  
請願
- 農道改良事業費に対する助成方請願について(継審中) 採択
- 村道大口～大曲戸線抜中に関する請願について(継審中) 採択
- 村道整備促進に関する請願について(継審中) 採択
- 中条東生活改善センター建設費に関する請願について(継審中)採択
- 大口部落縦貫道路抜中工事に係る請願について(継審中) 継続審査中
- 県営用排水施設整備(中之島地区)事業に関する請願について(継審中) 継続審査中
- 農道改良工事費に関する助成方請願について 継続審査中

## 中小企業向けに独自の融資

オイルショックやインフレで資金繰りが圧迫されている中小企業者に対して村単独でその運転資金の特別融資を行っています。

村単独の中小企業振興資金は県下で初めてのもので、金融機関の協調分1,500万円を含め、総ワクは2千万円となっています。おおいに利用してください。

**融資対象**  
村内で1年以上居住し、事業所または店舗を有する中小企業者であって、村商工会の経営指導を受け、村税を完納しているもの。

- 融資の条件**
- \*用途 運転資金
  - \*融資限度 100万円
  - \*融資期間 1年以内(内据置3ヵ月以内)
  - \*利率 年8.0%
- この資金の融資を受けようとする者は、別に定める借入申込書に経営状況書を添えて中之島村地方産業育成資金融資委員会(産業課)に提出してください。

おおいに利用しよう  
中小企業振興資金

